

令和6年1月4日

各報道機関 御中

国立大学法人山梨大学

山梨大学医学部令和5年度「臨床実習生認定証授与式」の挙行について

山梨大学医学部では、医学生共用試験（CBT 及び OSCE）に合格した医学部学生への臨床実習生（医学）認定証の交付を受け、臨床実習開始直前の4年次生に対する臨床実習生認定証授与式を下記のとおり行います。

この授与式では、学生代表から臨床実習生としての決意表明も行われます。医師としての自覚を涵養する重要な式典であると位置づけていますので、報道機関各社におかれましては、当日の取材について、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

- 【日 時】 令和6年1月5日（金） 午前9時00分～
- 【場 所】 山梨大学医学部キャンパス 臨床講義棟大講義室
- 【取材について】 取材を希望される報道関係者の方は、開始15分前までに直接会場へお越しください。

(問い合わせ先)
山梨大学医学域学務課 学生グループ
TEL : 055-273-9342
Email : i-gakuseig-tr@yamanashi.ac.jp

【臨床実習生（医学）について】

病院内で行う臨床実習は、医師養成において非常に重要な過程です。特に近年では、診療チームの一員として参加する「診療参加型臨床実習」により実践的な臨床教育を行うことが強く求められています。こうした臨床実習を行うことで、卒後2年間の初期臨床研修に速やかに移行することができ、社会に貢献できる医師の養成に繋がると期待されています。

診療参加型臨床実習を実施するには、医師免許を持たない医学生が一定の医行為を行うことを社会に認めていただかなくてはなりません。そこで我が国では、十数年前から全国の医学生を対象として臨床実習開始前に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)が2つの共用試験を実施し、全国医学部長病院長会議(AJMC)が「スチューデント・ドクター」として認証する制度が運用されてきました。しかし、この制度は法律においては明記されていなかったことから、先般医師法が改正されることとなり、令和5年度からは、「臨床実習生(医学)」(英語表記: Clinical Clerkship Student)という公的な資格に変更となりました。これにより、臨床実習生が指導医のもとでリスクを伴わない医行為を行うことが法律上も承認されましたので、診療参加型臨床実習を行う環境が整ったこととなります。

なお、臨床実習開始前に実施される共用試験には、医学知識と総合的理解力を問う試験 CBT (Computer Based Testing) と、必要な基本的診療技能・医療者としての態度を問う客感的臨床能力試験 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) の2つがあります。学内の試験に合格して必要な単位を取得し、かつ前述の2つの共用試験に合格した学生のみ「臨床実習生(医学)認定証」が交付されます。本学では4年生がこの資格を取得して、4年次の1月から6年次の9月まで、附属病院や多くの関連教育病院で臨床実習を行います。